

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則(平成16年度九大規則第6号)第7条第2項の規定に基づき、入学試験実施委員会(以下「実施委員会」という。)その他入学試験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施委員会)

第2条 実施委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学入学共通テストの実施
- (2) 一般選抜、総合型選抜、帰国生徒選抜、私費外国人留学生入試、社会人選抜、及び学校推薦型選抜の実施
- (3) 入学試験合格者の査定
- (4) 入学者選抜方法の改善
- (5) その他入学試験実施上の総括的事項

第3条 実施委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうちから総長が指名する者
- (2) 副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (3) 各学部の入学試験に係る委員会の委員長又は副委員長若しくはこれらに準ずる者 各1人
- (4) 言語文化研究院の教授のうちから選ばれた者 1人
- (5) 基幹教育院の教授のうちから選ばれた者 2人
- (6) アドミッションセンター長
- (7) 情報基盤研究開発センター長
- (8) 学務部長
- (9) その他総長が認めた者 若干人

2 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第9号の委員の任期は、1年とする。

4 前2項の委員は、再任されることができる。

5 実施委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

6 委員長は、実施委員会を主宰する。

7 実施委員会に副委員長を置き、第1項第2号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

9 委員長が、必要であると認めた場合は、委員以外の者を列席させることができる。

第4条 実施委員会の委員長は、作成された問題及び採点の管理について責任を負う。

(運営委員会)

第5条 実施委員会に、その業務を円滑に運営するため、次の運営委員会を置く。

- (1) 大学入学共通テスト運営委員会
- (2) 一般選抜運営委員会
- (3) 帰国生徒選抜運営委員会
- (4) 私費外国人留学生入試運営委員会

第6条 前条の運営委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 大学入学共通テスト運営委員会の委員長は、実施委員会の委員のうちから総長が任命する。

- 3 一般選抜運営委員会の委員長は、前期日程における入学試験にあつては、実施委員会の委員のうちから総長が任命し、後期日程における入学試験（以下「後期日程入学試験」という。）にあつては、総長が指名する理事をもって充てる。
- 4 帰国生徒選抜運営委員会及び私費外国人留学生入試運営委員会の委員長は、総長が指名する理事をもって充てる。
- 5 大学入学共通テスト運営委員会、一般選抜運営委員会及び私費外国人留学生入試運営委員会の委員は、実施委員会委員のうちから選出する。
- 6 帰国生徒入試運営委員会の委員は、当該試験に出願のあつた学部の実施委員会の委員をもって充てる。  
（実施機関等）

第7条 入学試験の実施に関する業務を分掌させるため、実施委員会の総括の下に次の実施機関等を置く。

- (1) 一般選抜世話人
- (2) 一般選拔出題委員会
- (3) 一般選抜試験問題調整委員会
- (4) 一般選抜採点委員会
- (5) 帰国生徒選拔出題・採点委員会
- (6) 私費外国人留学生入試出題・採点委員会
- (7) 機械処理委員会
- (8) 学部入学試験委員会
- (9) 学部総合型選抜入試委員会
- (10) 学部学校推薦型選抜委員会
- (11) 学部帰国生徒選抜実施委員会
- (12) 学部社会人選抜実施委員会
- (13) 学部私費外国人留学生入試実施委員会
- (14) 学部査定委員会
- (15) 試験場長及び試験場長補佐
- (16) その他教育研究評議会（以下「評議会」という。）が必要と認める機関  
（一般選抜世話人）

第8条 一般選抜世話人（以下「世話人」という。）は、一般選抜（小論文及び面接等を除く。）において出題する各科目（国語及び数学にあつては教科。以下同じ。）ごとに置き、前条第2号から第5号までに規定する委員会の委員の推薦に当たるものとする。

- 2 各科目の世話人は、実施委員会の議を経て総長が任命する。  
（一般選拔出題委員会）

第9条 一般選拔出題委員会（以下「出題委員会」という。）は、一般選抜に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 試験問題の作成
- (2) 試験問題印刷の校正
- (3) その他試験問題に関し、実施委員会から委託を受けた事項

第10条 出題委員会は、委員長及び副委員長2人並びに各科目の代表委員各1人、出題委員若干人及び点検委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、実施委員会委員のうちから総長が任命する。
- 3 代表委員、出題委員及び点検委員は、各科目ごとに世話人の推薦に基づき、実施委員会の議により総長が任命する。

第11条 出題委員会の運営は、連絡会議及び各科目出題委員会により行う。

- 2 連絡会議は、前条第1項の委員長、副委員長及び代表委員をもって組織し、委員長がその議長となる。

- 3 各科目出題委員会は、それぞれ当該科目の代表委員及び委員をもって組織し、代表委員がその議長となる。
  - 4 代表委員に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従って委員のうち1人がその職務を行う。
  - 5 委員長は、同一教科内の科目の出題の調整を図る必要がある場合には、関連する科目出題委員会による合同出題委員会の開催を求めることができる。
- 第12条 出題委員会の代表委員は、出題委員としての職務のほか、当該科目の出題の管理について責任を負う。

(一般選抜試験問題調整委員会)

第13条 一般選抜試験問題調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、各科目ごとに置くものとし、一般選抜に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 各科目の試験問題の作成に関する代表委員と点検委員との意見等調整
- (2) その他試験問題作成に関し、実施委員会から委託を受けた事項

- 2 調整委員会は、総長が指名する理事及び実施委員会の委員若干人並びに出題委員会の委員長、副委員長、各科目の代表委員及び各科目の点検委員をもって組織する。
- 3 調整委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。
- 4 委員長が、必要であると認めた場合は、委員以外の者を列席させることができる。

(一般選抜採点委員会)

第14条 一般選抜採点委員会（以下「採点委員会」という。）は、一般選抜に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 試験答案の採点
- (2) 試験成績の報告
- (3) その他採点に関し、実施委員会から委託を受けた事項

第15条 採点委員会は、委員長及び副委員長2人並びに各科目の代表委員各1人及び委員若干人をもって組織する。

- 2 採点委員会の委員長、副委員長、代表委員及び委員は、それぞれ出題委員会の委員長、副委員長、代表委員及び出題委員をもって充てるものとする。
- 3 前項に定める者のほか、採点委員会の委員を、世話人の推薦に基づき、実施委員会の議により総長が任命するものとする。

第16条 採点委員会の運営は、連絡会議及び各科目採点委員会により行う。

- 2 連絡会議は、前条第1項の委員長、副委員長及び代表委員をもって組織し、委員長がその議長となる。
- 3 各科目採点委員会は、それぞれ当該科目の代表委員及び委員をもって組織し、代表委員がその議長となる。
- 4 代表委員に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従って委員のうち1人がその職務を行う。

第17条 採点委員会の代表委員は、採点委員としての職務のほか、当該科目の採点の管理について責任を負う。

(出題委員会及び採点委員会の代表委員等の推薦対象者)

第18条 第10条及び第15条の代表委員及び各委員は、九州大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授及び講師のうちから推薦するものとする。ただし、必要やむを得ない場合は、実施委員会の承認を得て助教又は外国人教師を推薦することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第15条第3項の委員として推薦する助教については、次に掲げる者とする。
  - (1) 修士課程を修了し、採用された者
  - (2) 大学卒業後に採用され2年以上の経験がある者
- 3 世話人は、代表委員及び各委員の推薦に当たっては、世話人が独自に推薦することもできる

が、部局長に員数を示してその候補者を選出させ、推薦することもできるものとする。

(帰国生徒選拔出題・採点委員会)

第19条 帰国生徒選拔出題・採点委員会（以下「帰国生徒出題・採点委員会」という。）は、帰国生徒選抜に係る次に掲げる業務（小論文及び面接並びに各学部が独自に実施する学力検査に係るものを除く。）を行う。

- (1) 試験問題の作成
- (2) 試験答案の採点
- (3) 試験成績の報告

第20条 帰国生徒選抜の出題・採点は、実施教科・科目ごとに選出された帰国生徒出題・採点委員会の委員が分担・協力して行う。

第21条 帰国生徒出題・採点委員会の委員は、各科目ごとに世話人の推薦に基づき、総長が任命する。

第22条 帰国生徒出題・採点委員会の運営は、連絡会議及び各科目帰国生徒出題・採点委員会により行う。

- 2 連絡会議は、実施委員会の委員長及び次項に定める代表委員をもって組織し、委員長がその議長となる。
- 3 各科目帰国生徒出題・採点委員会は、それぞれ当該科目の代表委員及び委員をもって組織し、代表委員がその議長となる。
- 4 代表委員に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従って委員のうち1人がその職務を行う。

(私費外国人留学生入試出題・採点委員会)

第23条 私費外国人留学生入試出題・採点委員会（以下「留学生出題・採点委員会」という。）は、私費外国人留学生入試に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 試験問題の作成
- (2) 試験答案の採点
- (3) 試験成績の報告
- (4) 試験の監督

第24条 留学生出題・採点委員会の組織、運営等については、実施委員会が別に定める。

(機械処理委員会)

第25条 機械処理委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 機械処理に関する企画及び立案
- (2) 機械処理の実施
- (3) その他機械処理に関し、実施委員会から委託を受けた事項

第26条 機械処理委員会に委員長及び委員若干人を置く。

- 2 委員長は、情報基盤研究開発センター長をもって充てる。
- 3 委員は、実施委員会の議により総長が任命する。

(学部入学試験委員会)

第27条 学部入学試験委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生募集要項案に関する事項
- (2) 試験問題等の作成・保管及び採点
- (3) 試験の実施
- (4) その他後期日程入学試験に関する事項

第28条 学部入学試験委員会は、後期日程入学試験を実施する学部ごとに置き、委員長及び教授会の構成員又は教授会の構成員のうちから学部が定める者をもって組織する。

- 2 委員長は、学部長をもって充てる。

(学部総合型選抜委員会)

第29条 学部総合型選抜委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生募集要項案に関する事項
- (2) 試験問題等の作成・保管及び採点
- (3) 総合型選抜の実施
- (4) その他総合型選抜に関する事項

第30条 学部総合型選抜委員会は、総合型選抜を実施する学部ごとに置き、委員長並びに本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから当該学部が定める者をもって組織する。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

(学部学校推薦型選抜委員会)

第31条 学部学校推薦型選抜委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生募集要項案に関する事項
- (2) 試験問題等の作成・保管及び採点
- (3) 学校推薦型選抜の実施
- (4) その他学校推薦型選抜に関する事項

第32条 学部学校推薦型選抜委員会は、学校推薦型選抜を実施する学部ごとに置き、委員長並びに本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから当該学部が定める者をもって組織する。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

(学部帰国生徒選抜実施委員会)

第33条 学部帰国生徒選抜実施委員会（以下「帰国生徒委員会」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小論文又は学部において、特に必要と認め独自に実施する学力検査の試験問題等の作成・保管及び採点
- (2) 面接の実施、採点及び評価
- (3) その他帰国生徒選抜に関する事項

第34条 帰国生徒委員会は、帰国生徒選抜を実施する学部ごとに置き、委員長並びに本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから当該学部が定める者をもって組織する。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

(学部社会人選抜実施委員会)

第35条 学部社会人選抜実施委員会（以下「社会人委員会」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生募集要項案に関する事項
- (2) 試験問題等の作成・保管及び採点
- (3) 社会人選抜の実施
- (4) その他社会人選抜に関する事項

第36条 社会人委員会は、社会人選抜を実施する学部ごとに置き、委員長並びに本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから当該学部が定める者をもって組織する。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

(学部私費外国人留学生入試実施委員会)

第37条 学部私費外国人留学生入試実施委員会（以下「留学生委員会」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 面接の実施、採点及び評価
- (2) その他私費外国人留学生入試に関する事項

第38条 留学生委員会は、私費外国人留学生入試を実施する学部ごとに置き、委員長並びに本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから当該学部が定める者をもって組織する。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

(学部査定委員会)

第39条 学部査定委員会は、学部ごとに置き、第2条第2号に定める入学試験の入学試験合格者の予備査定（第2段階選抜を実施する入学試験については、第1段階選抜に係る合格者の査定を含む。）に係る業務を行う。

2 学部査定委員会は、委員長、教授会の構成員のうちから学部が定める者及び委員長が必要と認める者をもって構成する。

3 委員長は、学部長をもって充てる。

（試験場長及び試験場長補佐）

第40条 試験場長（以下「場長」という。）は、実施委員会の指示に基づき、当該試験場において、次に掲げる業務を行う。

(1) 試験場及び試験室の管理

(2) 問題・解答紙及び答案紙の管理

(3) 主任試験監督者、試験監督者その他の職員の任命及び指揮・監督

2 試験場長補佐（以下「場長補佐」という。）は、場長の命を受けて、当該試験場における試験実施の事務を処理する。

第41条 大学入学共通テスト、一般選抜、総合型選抜、帰国生徒選抜、私費外国人留学生入試、社会人選抜及び学校推薦型選抜の実施に当たり、実施委員会が定める試験場に場長及び場長補佐を置く。

2 場長は、学部長、基幹教育院長又は実施委員会が適当と認める者をもって充てる。

3 場長補佐は、事務部長、課長、事務長又は実施委員会が適当と認める者をもって充てる。

（事務）

第42条 入学試験に関する総括的な事務は、学務部入試課において処理する。

2 第7条第7号及び第9号から第13号までの委員会に係る事務は、当該委員会を置く学部の事務を担当する事務部において処理する。

（雑則）

第43条 入学試験に関し、この規程に定めるもののほか必要な事項については、評議会の議により別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 九州大学入学者選抜実施規程（平成16年度九大規程第84号。以下「旧規程」という。）

(2) 九州大学アドミッションオフィス方式（総合評価方式）入学試験実施規程（平成16年度九大規程第85号）

3 この規程の施行の際現に旧規程の規定に基づき、旧規程第3条第1項第2号の委員である者は、この規程第3条第1項第3号又は第4号の委員とみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成17年度九大規程第35号）

1 この規程は、平成17年11月7日から施行する。

2 この規程の施行日に任命される第3条第1項第11号の任期は、同第3条の規定にかかわらず、平成18年4月30日までとする。

附 則（平成18年度九大規程第5号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第73号）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 当分の間、第15条第3項の委員に准助教（修士課程を修了した者又は大学卒業後助手に採用され2年以上の経験がある者に限る。）を推薦できるものとする。

附 則（平成20年度九大規程第34号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第6号）

この規程は、平成21年5月15日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第17号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第65号）

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第135号）

- 1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学入学試験実施委員会等規程（以下「新規程」という。）第15条第1項は、平成21年5月15日から適用する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の九州大学入学試験実施委員会等規程第3条第1項第4号の規定により数理学研究院、システム情報科学研究院及び総合理工学研究院から選ばれた委員である者は、それぞれ新規程第3条第1項第4号の規定により数理学府、システム情報科学府及び総合理工学府から選ばれた委員とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年4月30日までとする。
- 3 この規程施行後最初に人間環境学府及びシステム生命科学府から選ばれた新規程第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年4月30日までとする。

附 則（平成23年度九大規程第34号）

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の九州大学入学試験実施委員会等規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第7号の規定に基づき、入学試験実施委員会の委員として高等教育開発推進センターから選出されている者は、この規程による改正後の九州大学入学試験実施委員会等規程（以下「新規程」という。）第3条第1項第8号の規定に基づき、基幹教育院から選出されたものとみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。
- 3 この規程施行の際現に旧規程第3条第1項第8号の規定に基づき、入学試験実施委員会の委員として高等教育開発推進センターから選出されている者は、新規程第3条第1項第7号の規定に基づき、基幹教育院から選出されたものとみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成24年度九大規程第104号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第171号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の九州大学入学試験実施委員会等規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第4号の規定に基づき、入学試験実施委員会の委員として比較社会文化学府から選出されている者は、この規程による改正後の九州大学入学試験実施委員会等規程第3条第1項第4号の規定に基づき、地球社会統合科学府から選出されたものとみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成26年度九大規程第162号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の九州大学入学試験実施委員会等規程第3条第6号及び7号の規定により基幹教育院入学者選抜方法開発部及び基幹教育院（入学者選抜方法開発部を除く。）から選ばれた委員である者は、それぞれ新規程第3条第6号及び第7号の規定により基幹教育院及びアドミッションセンターから選ばれた委員とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

附 則（平成27年度九大規程第5号）

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の九州大学入学試験実施委員会等規程(以下「旧規定」という。)第3条第1項第3号の規定に基づき、入学試験実施委員会の委員として法学部、経済学部、歯学部、工学部、芸術工学部及び農学部から選出されている者は、この規程による改正後の九州大学入学試験実施委員会等規程第3条第1項第3号の規定に基づき、法学部、経済学部、歯学部、工学部、芸術工学部及び農学部から選出されたものとみなし、その任期は、旧規定による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則 (平成28年度九大規程第6号)

- 1 この規程は、平成28年6月16日から施行し、平成28年5月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の九州大学入学試験実施委員会等規程(以下「旧規程」という。)第26条第1項第2号の規定に基づき、AO入試実施委員会の委員として基幹教育院入学者選抜方法開発部から選出されている者は、この規程による改正後の九州大学入学試験実施委員会等規程(以下「新規程」という。)第26条第1項第2号の規定に基づき、アドミッションセンターから選出されたものとみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。
- 3 この規程施行の際現に旧規程第28条第1項第2号の規定に基づき、21世紀プログラム入試実施委員会の委員として基幹教育院入学者選抜方法開発部から選出されている者は、新規程第28条第1項第2号の規定に基づき、アドミッションセンターから選出されたものとみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則 (平成29年度九大規程第100号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学入学試験実施委員会等規程第3条の規定は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第41号)

この規程は、令和元年9月9日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学入学試験実施委員会等規程は、令和元年5月1日から適用する。

附 則 (令和2年度九大規程第5号)

この規程は、令和2年6月3日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第19号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第43号)

この規程は、令和3年6月16日から施行する。